

令和 4 年 1 月 7 日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市公立大学法人評価委員会
委員長 田村 秀

意 見 書

公立大学法人長野大学第 2 期中期目標（以下「中期目標」という。）について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 3 項の規定に基づく上田市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、市長が定める公立大学法人長野大学第 2 期中期目標については、別添のとおりとすることが適当であるが、次のことに留意しながら、取り組むことが必要である。

なお、一部の記述について、同意できないとの委員の意見があったため、ここに付す。

【留意事項】

- 1 大学の地域貢献の窓口として、地域づくり総合センターを明確に位置づけ、企業等との連携を強化すること
- 2 大学の組織運営及び教育研究を始めとした各事業に対し、SDGs の 1 7 の目標を明確に位置づけながら、取り組むこと
- 3 第 1 期中期目標の成果を踏まえ、上田市の学園都市づくりの実現に向けて、進捗状況と今後の計画を市民に広く共有すること

【同意できないとする意見】

- 1 「大学運営に要する経費として運営費交付金が上田市から交付されていることを十分認識する」との記述は、削除すべき。その主な理由は、大学は優秀な研究者を集めることが必須であり、そのためには大学環境を良くすることが必要だが、管理主義的な大学に優秀な研究者は集まらない。本表現は市の管理主義の一端を表すものであり、そのような風土を改めるべきとするため。